

こんにちは 米持ニュースです

発行 千葉市議会議員 米持 克彦

〒261-0012 千葉市美浜区磯辺4-25-3 TEL.043-277-5689 FAX.043-278-3008



「介護難民」の時代到来

昨年8月発行号で「介護難民」の時代が来るというレポートを紹介いたしました。これは民間の日本創生会議（座長増田寛也氏 東京大学大学院客員教授）が「東京圏高齢化危機回避戦略」として発表したものです。今回はもう少し詳しく説明いたします。

1 東京圏は「勝ち組」ではない。

人口減少・高齢化（65歳以上）とくれば東京圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）は一見「勝ち組」のように見えます。しかし2020年以降は東京圏も高齢化率が26%を超え、急速に高齢化局面に入ります。流入した人たちが大量に高齢期を迎えるからです。逆に地方の多くは高齢化率がスピードダウンし、安定化します。さらに、75歳以上の後期高齢者の増加は特に著しいのです。日本全体では2015年の1,646万人が2025年には2,179万人と533万人増加します。その3分の1の175万人は東京圏の増加分です。また2010年以降は3県のほうが東京都より高齢化率は高くなります。2025年では東京都が25.2%に対して千葉県は30.0%です。

2 2025年に東京圏全体で、介護施設等の不足は深刻化する。

現在は、東京都の不足分は3県の介護施設を利用することでバランスが取れていますが、2025年以降は全地域で大幅な不足が生じ、施設を奪い合うような事態が危惧されます。ならば増強とゆきたいのですが、東京圏には「高い土地代」と「介護人材の不足」という大きな障害があります。

3 検討すべき対応策。

(イ) 大量の人材依存構造の見直し

具体的な方策を列挙すると、外国人介護人材の受け入れ積極的促進、ICT（情報通信技術）やロボットの活用によるサービスの効率化、資格適用範囲の拡大によるなんでも型人材の育成などです。

(ロ) 医療介護体制と高齢者の集住化を一体的に促進する

高齢者を出来るだけ一定の場所に集中して居住してもらい、医療や介護の体制を整えアクセスを楽にしてサービスを受けやすくする考えです。これにより自治体の費用負担も軽減できます。

(ハ) 希望者の地方への移住促進

併せて考えるべきは、高齢者の地方への移住の促進です。国や自治体は老後生活の設計を支援する取り組みが重要となってきます。

以上は民間の一つの考え方であり、国も「在宅医療・介護制度」を推進しております。いずれにしても老後の介護の問題は避けることができず、普段から研究しておく必要があるように思われます。



平成27年第3回定例議会において、私が行った一般質問等のなかで、住民の皆様にご存知であったり、ご存知になりたい内容をピックアップしました。

病院行政



Q 市立海浜病院が4～6月行った心臓大静脈瘤の手術後、8人の方が亡くなったとの報道がありました。当病院は7月6日から心臓血管外科の全ての手術を中止し、今回の調査の中立性確保のため、第三者の特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会へ依頼したとのことです。調査委員会は委員が6人で、開催頻度は月1回程度であること以外は非公開とされています。そこで今までどのくらい開催されているのかお伺いします。

A 先月に第1回を開催し、月1回程度開かれること以外の具体的な情報は非公開としたい旨の要請を同学会から受けております。なお、調査結果につきましては、終了後に報告を受けましたら速やかに公表いたします。



Q 海浜病院の整形外科の入院機能がないことについて、今度どう対応してゆく考えなのかお伺いします。また整形外科の診療体制についてもお伺いします。



A 現在、常勤医師1人と青葉病院からの交代医師1人による2人体制を維持しております。また、痛みの緩和のための入院や、日帰り手術などの患者への対応も行っております。両市立病院の連携を促進する中で、整形外科診療全体の運用として、海浜病院の入院機能を活用していくことが必要であると考えております。今後の医療需要と必要な診療内容の展開を見定めながら、整形外科全体としての診療体制を考えていきます。

ウラ面「高齢者対策」につづきます▶

高齢者対策



Q 本市の特別養護老人ホームの待機者数を区ごとにお聞かせください。次に、入所者の介護度ごとの人数を伺います。さらに入所判定に市はどのように関わっているのでしょうか。また高齢者福祉施設の運営について、何に基づき、どのような指導をしているのかお伺いします。



A 初めに区ごとの待機者数ですが、本年7月1日時点で、中央区360人、花見川区306人、稲毛区310人、若葉区345人、緑区374人、美浜区254人、合計1,949人です。次に入所者の要介護度ごとの人数ですが、要介護1は113人、要介護2は264人、要介護3は662人、要介護4は941人、要介護5は928人、合計2,908人です。要介護3以上の方の占める割合は87.0%で、中重度の方を支える施設として入所判定が適切に行われているものと考えております。

市では、施設入所における透明性と公正性を確保するため、入所に関する指針を策定しており、それに基づき施設は入所判定を行っています。施設長、ケアマネジャー、相談員、看護・介護職員など

で構成する委員会が、申込者の要介護度、日常生活の自立度、家族や介護者の状況などを総合的に判断した上で、入所の決定を行うように定めています。

高齢者福祉施設の運営については、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設に対し、市では施設基準や人員配置を定めた条例などに基づき、定期的に実地指導を行っており、書類の閲覧や職員間の聞き取りなどを通じ、問題があれば文書または口頭による改善指導を行っています。また利用者や家族などから苦情や通報を受けた場合には、随時に実地指導を行うほか、重大な法令違反があると疑われた場合には、介護保険法などに基づく法定の監査を行うなどの対応を図っております。



R 引き続き適正な入所が行われるよう指導されることをお願いいたします。



介護保険サービス 利用までの流れ

申請 区の「高齢障害支援課介護保険室」に要介護・要支援認定の申請 → 【相談先】 介護保険室 TEL 270-4073

要介護認定	訪問調査	調査員が本人の自宅や施設を訪問し、心身の状況などを調査。
	主治医の意見書	区は申請の主治医に対して意見書（受療状況等）の提出を依頼。
	介護認定審議会	訪問調査の結果や特記事項、及び主治医意見書をもとに合議制で審査・判定（第2次判定）。
	認定通知	原則として申請から30日以内に「高齢障害支援課介護保険室」から認定結果が通知。

要介護1～5と認定された方

居宅でのサービスを希望

- 居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼**
居宅介護支援事業者をリストから選び、ケアプランの作成を依頼。
（事業者のリストは認定の通知書に同封されている。この段階では依頼のみ）
- 区の介護保険室へ届け出**
依頼された事業者が区の介護保険室へ直接、居住サービス計画依頼書を提出。
- ケアプランの作成**
依頼された事業者のケアマネジャーは原案を作成。利用者や家族の意見を聞きながら原案を検討。修正ケアプランを作成し、本人や家族の同意を得る。
- サービス事業者と契約**
事業者と契約。（利用料やキャンセル料、苦情担当者、解約の手続き等を確認）＊1
- サービスの利用開始**

施設へ入所したい

- 介護保険施設と契約**
希望する施設へ直接申し込み、契約を交わす。（特別養護老人ホームに関しては原則要介護3以上の方）（施設のリストは認定の通知書に同封）
- ケアプランの作成**
施設のケアマネジャーが具体的なケアプランを作成。
- サービスの利用開始**

要支援1・2と認定された方

- ①「千葉市あんしんケアセンター」へ介護予防ケアプランの作成を依頼
担当地区の千葉市あんしんケアセンターに相談。

千葉市あんしんケアセンター（美浜区）＊2

■真砂 TEL 043-216-2900 ■磯辺 TEL 043-303-6530
■高洲 TEL 043-278-2545 ■幸町 TEL 043-301-5332

- ②区の介護保険室へ届け出
千葉市あんしんケアセンターが区の介護保険室に直接届出。
- ③介護予防ケアプランの作成
ケアプランは居宅介護支援事業所やケアマネジャーや千葉市あんしんケアセンターの担当職員が作成。
- ④サービス事業者と契約
契約を交わす際の留意点は＊1参照。
- ⑤サービスの利用開始



非該当の方

市から介護予防事業の案内を送付、美浜区の「千葉市あんしんセンター」へ相談する（＊2参照）。

保育園・幼稚園についての相談先 ■保育園 … 保育運営課 TEL 245-5727 ■幼稚園 … 保育支援課 TEL 245-5100



なんでも相談室

米持行政書士事務所 千葉市美浜区磯辺4-25-3 ※事前にご連絡をいただくとスムーズです。
TEL 277-5689 FAX 278-3008

多彩なスタッフが揃っています。あなたの空いている時間にいつでもご相談承ります！

●法律 ●年金 ●行政 ●結婚 ●福祉・高齢者支援対策・医療 ●これら以外でもお気軽にご相談ください。

